

桜川市土地利用基本条例及び同施行規則（法定協議の事前調整関係規定抜粋）

桜川市土地利用基本条例	桜川市土地利用基本条例施行規則
<p>第1章－第4章 略</p> <p>第5章 法定協議の事前調整 （法定協議に先立つ届出）</p> <p>第27条 都市計画法第32条第1項又は第2項の規定による協議（その相手方が市長であるものに限る。以下「法定協議」という。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、当該法定協議に係る開発行為の計画の案を作成し、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、協議成立者の行おうとする開発行為（協議書に定めた事項に適合するものに限る。）その他規則で定める規模未満である開発行為に係る法定協議については、この限りでない。 （報告若しくは資料の提出又は技術的助言）</p> <p>第28条 市長は、市の実施する施策との適合を図る観点その他技術的観点から必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の規定による届出をした者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は技術的助言をすることができる。 （是正勧告）</p> <p>第29条 市長は、法定協議に着手した者（以下「法定協議者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該法定協議者に対して是正のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）当該法定協議者が第27条の規定に違反して法定協議に着手したとき。 （2）当該法定協議者が市の実施する施策に適合しない開発行為に係る法定協議に着手したとき。 （3）当該法定協議者が正当な理由なく前条の規定による報告又は資料の提出を行わないとき。 （4）当該法定協議者の報告又は提出した資料に虚偽があり、かつ、それが悪質であるとき。 （5）その他規則で定める事由に該当するとき。 <p>第6章－第8章 略</p>	<p>第1章－第3章 略</p> <p>第4章 法定協議の事前調整 （法定協議に先立つ届出）</p> <p>第30条 条例第27条本文の規定による届出は、<u>法定協議事前届出書（様式第24号）</u>を提出して行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 法定協議事前届出書には、法定協議に係る開発行為の計画の案を明らかにした図書を添付しなければならない。 3 前項の図書は、その内容が市の実施する施策に適合することが明らかなものでなければならない。 4 条例第27条ただし書の規則で定める規模は、0.1ヘクタールとする。 （技術的助言の方法） <p>第31条 条例第28条の規定による技術的助言は、<u>様式第25号による書面</u>を交付して行うものとする。第18条ただし書の規定は、この場合について準用する。 （是正勧告）</p> <p>第32条 条例第29条の規定による勧告（以下この章において「是正勧告」という。）は、<u>様式第26号による是正勧告書</u>を交付して行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 条例第29条第5号の規則で定める事由は、同条第1号から第4号までに掲げるもののほか、是正勧告を行う必要があると認めるに足りる相当の理由があるときとする。 <p>第5章－第7章 略</p>

第9章 補則

第66条・第67条 略

(情報の公表)

第68条 市長は、規則で定めるところにより、この条例の規定に基づく命令又は勧告に従わない者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、当該命令又は勧告に従わなかった事実その他必要な事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ当該者に対してその原因となる事実その他必要な事項を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

第69条 略

(届出の効力)

第70条 この条例の規定による届出(この条例又はこれに基づく規則その他の規程(立地調整指針を含む。))に従って行う書面その他の資料の提出(受理を要しないものに限る。)を含む。)は、その内容が規則で定める形式的条件を具備しているとき、その効力を生ずる。

(書面の交付)

第71条 市長は、この条例の規定に基づく処分又は指示若しくは勧告を行うときは、書面でこれを行わなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、この条例に定める手続を執るときは、書面でこれを行うよう努めなければならない。

第72条 略

(委任)

第73条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 補則

(土地利用調整委員会)

第63条 条例及びこの規則その他の規程(立地調整指針を含む。第66条第1項第1号、第3号及び第4号ウ並びに第67条第1項第2号において同じ。)の運用に関し必要な技術的事項について検討するとともに、その連絡調整を図るために、市の職員(土地利用に関する事務を所掌する機関に属する者に限る。)で構成する合議制の機関(以下「土地利用調整委員会」という。)を置く。

2 土地利用調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第64条 略

(情報の公表)

第65条 条例第68条第1項の規定による公表(以下単に「公表」という。)は、次に掲げる事項について、市公式ウェブサイトとその情報を掲載し、又は主管課若しくは室においてその情報を掲載した図書を縦覧に供して行うものとする。

(1) 条例の規定に基づく命令又は勧告に従わない者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 条例の規定に基づく命令又は勧告に従わなかった事実並びに当該命令又は勧告の内容、その根拠となる条項及びその原因となる事実

(3) その他市長が特に必要と認める事項

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、遅滞なく公表を行うために必要な手続に着手するものとする。

(1) ・ (2) 略

(3) 条例第26条又は条例第29条の規定による勧告の日から30日を経過してもなお是正のために必要な措置が講ぜられる見込みがないとき。

3 条例第68条第2項の規定による通知は、様式第68号による事前通告書を送付して行うものとする。

4 前項の事前通告書を受けた者(以下「被公表予定者」という。)は、弁明があるときは、当該事前通告書に記載された提出期限までに様式第69号による弁明書(以下この章において単に「弁明書」という。)を市長に提出しなければならない。この場合において、弁明書には、自己に有利な証拠その他の資料を添付することができる。

5 市長は、弁明書の提出があった場合において、その内容に正当な理由があると認めたときは、公表を中止するとともに、速やかにその旨を被公表予定者に通知しなければならない。

6 前項の通知は、様式第70号による通知書を送付して行うものとする。

7 市長は、弁明書の提出がなかったとき、又は弁明書の提出があった場合においてその内容に正当な理由があると認められなかったときは、速やかに公表を

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5章から第9章まで（第72条及び第73条を除く。）の規定は、平成31年4月1日から施行する。

第2条 略

行うものとする。

8 市長は、条例の規定に基づく命令又は勧告の原因となる事実が消滅したと認めるときは、速やかに公表（当該命令又は勧告に係る部分に限る。）を停止しなければならない。

第66条 略

(届出の効力)

第67条 条例第70条の規則で定める形式的条件は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件

(2) 権能を有する者による届出（条例又はこの規則その他の規程に従って行う書面その他の資料の提出（受理を要しないものに限る。）を含む。第69条第2項において同じ。）でないことが明らかなものでないこと。

(願出書の提出の取扱い)

第68条 前条の規定は、第26条第4項又は第43条第4項の願出書の提出に対しても適用する。

(書面の交付)

第69条 略

2 条例の規定による届出をした者は、市長に当該届出を適正に行った旨を証する書面の交付を求めることができる。

3 条例の規定による助言その他の指導（報告、資料の提出又は情報の提供の求めを含む。以下単に「指導」という。）を受けた者は、当該指導が口頭でなされたときは、市長にその旨を記載した書面の交付を求めることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、この限りでない。

(1) その場で完了する行為を求めるもの

(2) 既に書面で通知している事項と同一の内容を求めるもの

(3) 書面の交付につき行政上特別の支障があるもの

(委任)

第70条 条例及びこの規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の運用に関し必要な技術的細目（立地調整協議を行うについて必要なものを除き、設計基準を適用するについて必要なものを含む。）は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4章から第8章まで（第70条を除く。）の規定は、平成31年4月1日から施行する。